

児童相談所運営指針の改正のポイント

第1章 児童相談所の概要

第2節 児童相談所の性格と任務 P3

- 令和4年児童福祉法等改正法の概要を追記。
- 児童相談所の管轄区域について、管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、児童相談所の新設等により管轄人口をおおむね50万人以下とするよう管轄区域の見直しを積極的に検討することが適当である旨を追記。

第3節 児童相談所の業務 P14

- 電話による相談・通告の場合は、管轄地域でない等の事情がある場合であっても、緊急事態でない限りは、即座に別の相談先を案内するのではなく、まず相談者に寄り添って親身に内容を聴き、相談先としての児童相談所に対する信頼を得るようにする必要があることを追記。
- 援助指針作成の際は、親子関係の再構築の視点を持ち、こどもの意見又は意向を丁寧に把握・尊重しながら、具体的に親子関係の再構築に必要な支援内容の検討を行うことが重要であること。特に、こどもは親の意向を気にして本来の自分の気持ちとは異なる意見又は意向を示す場合もあるため、こどもに対する援助はこどもの最善の利益の実現のために行うものであることを十分認識し、こども本来の意見又は意向の把握に努め、それを尊重したものとなるよう十分留意することを追記。

第5節 援助指針（援助方針）の重要性 P23

- 在宅での援助を行う場合は、市町村（こども家庭センター）と積極的に連携することが重要であり、市町村（こども家庭センター）に対し、「サポートプラン」の作成や、家庭に対する同プランの手交等を依頼し、家庭支援事業の利用勧奨・措置等も活用しながら支援に当たることも有効である旨を追記。
- 特に、市町村（こども家庭センター）に対しては、危機的な状況を察知できるモニタリング方策として、①要保護児童対策地域協議会を活用し、保育園・学校等からの定期的な情報を得ることや、②家庭支援事業の担い手に対して、留意点を含めた当該家庭の見守りのポイントをあらかじめ伝達し、心配なサインについて随時、幅広く市町村（こども家庭センター）へ報告してもらう等について、あらかじめ関係者間において確認をしておくことを求めていることから、児童相談所においては、市町村（こども家庭センター）との間において、危機的な状況察知のためのモニタリング方法をよく共有しておくとともに、リスクサインがあった場合に速やかに児童相談所に情報共有されるよう、具体的な連携内容を定めておくことが必要である

旨を追記。

- 令和4年児童福祉法等改正法において、意見聴取等措置が義務化されたことに伴い、意見聴取等措置により把握したこどもの意見等は、援助方針会議等の場において児童相談所の関係者で共有し、これを十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮して、組織として支援の方法や内容等を検討する必要がある旨追記。

第6節 関係機関との協働・連携・役割分担の重要性 P28

- 親子関係の再構築の観点からは、こどもや親のニーズ・課題や段階に応じて、多様な支援メニューを組み合わせ、必要に応じて長期的にサポートできる体制が必要である。これらの実践は児童相談所による支援だけでは対応が難しいことから、市区町村や関係機関、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築することが必要となる旨を追記。
- 市区町村との連携・協働を図る上では、特に、令和4年児童福祉法等改正法により創設されたこども家庭センターとの連携が重要であり、具体的には、市区町村が提供する家庭支援事業等を始めとした家庭環境・養育環境を支える支援の提供を通して、親子関係の再構築等に必要な切れ目のない支援が行われるよう、児童相談所は、親子の課題やニーズについてこども家庭センターや家族に適切に情報提供し、市区町村のサポートプランの作成に反映させていくこと等が重要である旨追記。

第2章 児童相談所の組織と職員 P29

- 組織構成について、長期措置を防ぐためのケースマネジメントや親子関係再構築支援に関する専門チーム等の設置することも考えられる旨追記。
- 令和4年児童福祉法等改正法で新たに創設された「こども家庭ソーシャルワーカー」について、積極的な資格取得促進と研修受講時の必要な配慮について追記。また、児童福祉司スーパーバイザーについて、「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得者に関する要件を追記。
- 里親養育支援児童福祉司について、里親等委託の推進に係る業務に十分従事できる体制とすることを追記。
- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準の施行に伴い、「一時保護所」という表記を、法令等に合わせ「一時保護施設」に統一。個別対応職員、学習指導員、指導教育担当職員の職務内容等を追記。
- 増加する虐待相談対応のための業務量の多さに加え、業務の性質から由来する精神的負荷等により、児童福祉司等の離職も多い状況となっていることから、各児童相談所においては、改めて、新人職員など経験年数の浅い者の業務サポート・メンタルケアの体制を再確認・再構築し、採用（配置）した人材が着実に定着していけるよう「児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業」を積極的に活用していくよう追記。

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 相談援助活動の原則 P41

○家庭養育優先原則に基づき、こどもの意見又は意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討すること。代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行い、できるだけ短い入所期間となるよう、適切なケースワークや進行管理を行うこと。その上で、児童相談所は、こどもの意見又は意向や状況等を踏まえ、家庭に対する支援を最大限に行い家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合に、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要がある。児童相談所においては、こうしたケースマネジメントを実施するための体制を検討する必要がある旨を追記。

第2節 相談の受付と受理会議 P42

- 児童自立生活援助事業の年齢要件について追記
- きょうだい児の移管元が複数にまたがる家庭復帰のケースなど、3つ以上の複数の児童相談所間での移管が必要な場合は、それぞれの立場で把握してきた経過・リスク要因等を、一堂に会する形で十二分に共有し、引継ぎを行う必要がある。複数の移管元から十分にリスク評価等の共有がなされなかった結果として、児が死亡に至った事案もあり、移管元・移管先間のやりとりが円滑に行われていない場合は、児童相談所長やスーパーバイザー間で直接調整を行う等も含め、十分な協議を行うことを追記。
- 法第33条の3の3の規定による意見聴取等措置においてこどもから聴取した意見は、児童記録票に記録して保管し、記録には、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載する旨追記。

第3節 調査 P56

○安全確認について、「48時間以内とすることが望ましい。」としていた記載を、全自治体が既に48時間以内に設定している状況を踏まえ、「48時間以内で各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。」に記載を修正。

第5節 こどもの意見聴取等措置【新設】 P71

○令和4年児童福祉法等改正法において、意見聴取等措置が義務化されたことに伴い意義、実施方法等について記載。

第6節 判定 P74

○第5節の意見聴取等措置により把握したこどもの意見又は意向は、判定会議におい

ても十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮して、組織として支援の方法や内容等を検討する。結果的にこどもの意見又は意向を反映した援助指針（援助方針）の決定が難しい場合でも、可能な限りこどもの意見又は意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行うべきであることを追記。

第7節 援助方針会議 P76

- 在宅の虐待事例については、家庭状況の変化等によりこどもの安全が脅かされる事態を察知し、介入を確実にを行うため、市町村（こども家庭センター）及び要保護児童対策地域協議会と連携し、危機察知のためのモニタリング方策と情報収集の機関を明確に決めておくことを追記。（再掲）
- 第5節の意見聴取等措置により把握したこどもの意見又は意向は、援助方針会議において十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮して、組織として支援の方法や内容等を検討する。結果的にこどもの意見又は意向を反映した援助指針（援助方針）の決定が難しい場合でも、可能な限りこどもの意見又は意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行うべきであることを追記。（再掲）

第4章 援助

第1節 援助の種類 P80

- 在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定・停止・解除・変更・期間の更新の場合は、こどもの意見聴取等措置を行う旨を追記（再掲）
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、代替養育先を検討する必要がある旨追記（再掲）
- 自立支援計画については、令和4年児童福祉法等改正法の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正され、施設長等が自立支援計画の策定時にこどもの意見聴取等を行う旨の規定が設けられた。こうした自立支援計画の策定及び見直しの際は、施設長等のみならず、児童相談所職員も直接こどもへの意見聴取等を行い、それを踏まえて援助指針（方針）の見直しの検討を行うとともに、施設長等に対して、こどもの意見又は意向を伝達して自立支援計画がこどもの意見又は意向、発達や心理的状况に応じたものとなるようにすべきである。また、里親等に委託されたこどもの自立支援計画は児童相談所が中心となり策定するものであるため、児童相談所職員が自立支援計画の策定及び見直しの際に意見聴取等を行うべきである旨追記。

第2節 在宅指導等 P82

- 在宅での援助における市町村（こども家庭センター）との連携の重要性について追

記。

第3節 養子縁組 P89

○特別養子縁組成立後半年間の児童福祉司指導等による援助を継続した後も、必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行う旨を追記。

第4節 里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） P103

○第4節里親と旧第5節小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を統合。

○里親等にこどもを委託する際の留意点として、意見聴取等措置、実親等の保護者に対する説明等について追記。里親等への委託を推進する上では、

- ・保護者に対し、養育里親と養子縁組里親との区別や、社会的養護については里親委託が原則であり、里親による家庭養護がこどもの健全な心身の発達や成長を促すものであること等を十分に説明すること。
- ・実親の心情として、法人である児童養護施設等の場合に比べて「自分のこどもが他人のこどもになってしまう」等の感情を抱きやすく、里親委託への理解を得ることが難航する場合があるため、こうした場合には①里親等への委託は、養子縁組とは異なり「他人のこどもになってしまう」ものではないこと、②家庭復帰を目指していく中で一定期間、里親に委託するものであること等を丁寧に説明すること。
- ・里親等への委託後も、学校等の行事への参加等や、児童相談所が立ち合い実親・里親・実子の親子交流を行うことにより、実親による里親委託への心理的ハードルを下げる取組事例もある。こうした実親の心情に沿った丁寧な説明や、委託後の親子交流等の取組を行った上で、「里親か施設か」の選択を前提としない同意書の活用を図ること。

等により、実親による同意を円滑に得ていくことが重要である旨を追記。

○里親等委託を推進するための取組として、

- ・各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を1名配置することが標準とされていることを踏まえ、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを適切に行うための担当係の配置等を行い、里親等委託の推進に係る業務に十分に従事できる体制とする必要があること
- ・里親支援センターの設置を検討すること
- ・「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日こ支家第125号 こども家庭庁支援局長通知）に基づき計画を策定し、里親等委託の推進に向けた取組を行う。

ことなどを追記。

第5節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託 P116

○意見聴取等措置について追記。(再掲)

○施設等訪問の際の留意点として、こどもの発言や表情等から不調のサインがないか等、注意して読み取りを行うことが必要であること、定期的な訪問に心がけるに加え、こどもの年齢・発達や状態像等に応じ、オンラインの活用や、相談がある際にこども側からアクセスできる手段の導入も含め、こどもから直接話を聴く機会を定期的に設け、不調等のサインを早期に把握できるようにすることが重要であることを追記。

○親子関係再構築支援のための体制強化や親子再統合支援事業の活用について追記。

○措置解除の際は、

- ・施設入所等措置を解除する場合、家庭復帰後の家族関係や養育環境の変化により状況が悪化し、再度こどもが危険に晒されることもあり得るため、市町村（こども家庭センター）に対して措置解除時に十分な情報共有を行うとともに、状況悪化時には速やかに児童相談所へ通告が寄せられるようにすること等の具体的連携内容を定めておくことが重要であること
- ・措置が解除されるこどもに対しては、解除前に、訪問等の予定や支援の内容、児童相談所等の連絡先などを年齢に応じてわかりやすく説明し、こどもがSOSを出せるようエンパワメントすることが重要であること、
- ・特に、成人を機に施設を退所する場合など、家庭に頼らずに自立していこうとする場合は、令和4年児童福祉法等改正法において創設された「社会的養護自立支援拠点事業」へ施設退所前から訪問して顔つなぎを行う、退所時には同事業の連絡先を手交する等、十分につなぎを行っていくことが重要であること

などを追記。

○施設を退所したこどもの見守りに際しては、

- ・市町村（こども家庭センター）及び要保護児童対策地域協議会による支援につなげることが有効であり、市町村（こども家庭センター）に「サポートプラン」の作成や手交等を依頼していくことが有効であること。
- ・その際は、令和4年児童福祉法等改正法により、市町村において家庭支援事業の利用勧奨・措置が行いえることとなったため、こうした仕組み等も活用しながら支援に当たることも有効であること。
- ・こどものみとの面談を行うなどこどもの状況を適切に確認し、こどもの様子等から虐待の再発等がないかを注意深く確認すること
- ・特に、家庭復帰後の生活において、家族関係の変化など集約すべき情報を想定し、その情報を集約する機関を決め、危機状態になったときのシミュレーションを行っておくこと。
- ・家庭復帰後に虐待が再発するなどリスクが高まった場合には、関係機関と連携の

上、速やかに安全確認を行い、躊躇なく再度一時保護を行うなど、適切に対応する。

こと等を追記。

第6節 児童自立生活援助の実施 P138

○児童自立生活援助事業について、令和4年児童福祉法改正法により、こども等の置かれている状況やこども等の意見又は意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化が規定されるとともに、里親等や児童養護施設等で生活していたこども等が、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援が受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化が規定された旨追記。

第8節 家庭裁判所送致 P140

○法第28条第1項の規定により家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置をとる場合も、法第33条の3の3の規定により意見聴取等措置を実施することとなるが、その際は、児童相談所が法第28条第1項の申立を行うことについても、こどもの意見聴取等を行うべきである旨追記。

○法第28条第2項ただし書の規定に基づき、家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置の期間の更新を行う場合も、第33条の3の3の規定により意見聴取等措置を実施する旨を追記。

第5章 一時保護 P166

○一時保護から家庭復帰するこどもに対しては、

- ・訪問等の予定や支援の内容、児童相談所等の連絡先などを年齢に応じてわかりやすく説明し、こどもがSOSを出せるようエンパワメントすることが重要であること（再掲）

- ・こどものみとの面談を行うなどこどもの状況を適切に確認し、こどもの様子等から虐待の再発等がないかを注意深く確認する。

ことを追記。

第7章 市町村との関係 P174

○令和4年児童福祉法等改正法に関する追記。

○市区町村子ども家庭総合支援拠点に関する内容をこども家庭センターに修正。

○こども家庭センターの設置理念や役割等について追記。

○家庭支援事業の利用勧奨・措置に関する記載を追記。

第8章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性 P187

○令和4年児童福祉法等改正法により、都道府県知事等又は児童相談所長は、入所措置、一時保護、在宅指導措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、入所措置等に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないものとされた（法第33条の3の2）ことについて追記

第4節 地域子育て相談機関との関係 P196

○旧第4節「子育て世代包括支援センターとの関係」を削除。令和4年児童福祉法等改正法により、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化策の一つとして、全ての全ての妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談することができる身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が新たに市町村の努力義務とされたことに伴い、児童相談所と地域子育て相談機関との連携について記載。

第10節 児童自立生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業との関係【新設】 P205

○令和4年児童福祉法改正法により、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業（社会的養護自立支援拠点事業）が創設されたことから概要を記載。

第11節 妊産婦等生活援助事業所との関係【新設】 P206

○令和4年児童福祉法改正法により、家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、妊産婦等生活援助事業が新たに創設されたことから概要を記載

第16節 警察との関係 P213

○児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について（令和4年4月18日付子家発0418第1号）の内容を追記する。

第18節 女性相談支援センターとの関係 P221

○令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）が施行されることに伴い、婦人相談所は女性相談支援センター、婦人相談員は女性相談支援員、婦人保護施設は女性自立支援施設に名称を変更。

○性被害などを伴う 18 歳未満の女性の事例については、児童相談所と女性相談支援センターが十分に連携し、最善の支援が行われるよう努める必要がある。速やかな支援を実施するため、児童相談所においては、女性自立支援施設や民間団体等に一時保護委託を行う際の具体的な手続き等の連携方法について、あらかじめ女性相談支援センターと調整して決めておく必要がある旨を追記。

第 19 節 配偶者暴力相談支援センターとの関係 P221

○令和 5 年配偶者暴力防止法の改正において、都道府県等に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関等により構成される協議会設置の努力義務規定等が新設されたことから、児童相談所等における法定協議会との連携に関する記載を追記。

第 22 節 民間団体との関係 P225

○令和 4 年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が創設され、本事業についても同様に民間団体等に委託することができる旨追記。

第 23 節 その他の機関との関係 P226

○経済的困窮状態にある家庭や施設退所者への支援にあたって、「こども施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」（令和 5 年 8 月 25 日付けこ支虐第 144 号・こ支家第 211 号・社援地発 0825 第 1 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、こども家庭庁支援局家庭福祉課長及び厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）を参照し、自立相談支援機関と連携することを示した項目を新設。

第 9 章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第 1 節 設備等 P227

○一時保護施設の設備等の名称や環境設定について、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に合わせて修正。

第 5 節 検証（こども虐待による死亡事例等の検証） P230

○児童相談所又は市町村等が独自に検証を行う場合の都道府県との連携について、平成 30 年発出の「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について」の記載に合わせ追記。